

鉄砲の弾や火薬を発見され、処分にお困りの方へ

鉄砲の弾や火薬類を廃棄することは法律（火薬類取締法）で規制されており、家庭ごみで出すことも、ごみ処理場に持ち込むこともできません。火薬類の廃棄には、許可が必要です。許可申請には手数料が必要です。許可を受けずに廃棄すると、法令違反の罰則又は併科されます。



自宅や倉庫などから鉄砲の弾や火薬類を発見され、処分をお考えの方は、管轄の消防本部にご相談ください。

（お問い合わせ先）

かつらぎ町、九度山町、橋本市高野口町で
お住まいの方

伊都消防組合消防本部

0736-22-0119

